

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に資するため、市内のデジタルデバイドの解消を図ることを目的として、初めてスマートフォンを購入した高齢者に対し購入費用等を補助するため、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であって、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。）を有するもの（フィーチャーフォンに該当するものを除く。）をいう。
- (2) シニア世代 社会の中で年齢が高い者で、自由に過ごし活動する意欲がある65歳以上の者をいう。
- (3) スマホ教室 スマートフォン本体及びアプリケーションソフトウェアの操作及び活用の方法を教える集合形式の教室又はこれに準ずる個別相談会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) スマートフォンを購入した日の属する年度の末日において、65歳以上の者で、購入及び申請時に市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する目的で初めてスマートフォンを購入すること。
- (3) 令和6年4月1日以降に、市が指定する端末購入指定協力店舗（以下「協力店舗」という。）でスマートフォンを購入すること。
- (4) 男鹿市公式LINEアカウントを友だち登録すること。

- (5) スマートフォン購入後、当該年度中において、男鹿市又は協力店舗が開催するスマホ教室を1回以上受講すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- (6) 市税等の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者、暴力団関係者から出資等の資金提供を受けている者その他これらに類すると認められる者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用を合算した額とする。

- (1) スマートフォン本体（同梱品を含む。）及び本体用充電器等の附属品購入費用
- (2) モバイルデータ通信契約に係る事務手数料
- (3) 電話番号等データ移行手数料（アカウント設定等他のサポートが含まれるセット料金の場合はこれを含む。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から企業等が発行するポイントを充当した額（スマートフォンの購入に当該ポイントを充当した場合に限る。）を控除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 補助対象となるスマートフォンの台数は、補助対象者一人につき1台とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請する補助対象者（以下「申請者」という。）は、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入金額及び利用者名が分かる契約書等の写し
- (2) 協力店舗が発行する男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書
- (3) 補助対象者の本人確認書類の写し
- (4) 振込先の口座が分かる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が指定する金融機関の口座への振込により行うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 補助決定者から申請の取下げがあったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該補助決定者に対し、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした申請に対する第7条及び第8条の規定の適用については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

4 令和6年度中にスマートフォンを購入した者については、令和7年7月31日までに申請することで、交付の対象とする。

5 令和7年度中にスマートフォンを購入した者については、令和8年7月31日までに申請することで、交付の対象とする。